

郵政民営化前にお預け入れいただいた定期性の郵便貯金についてのお知らせ

郵政民営化前(平成 19 年 9 月 30 日以前)にお預け入れいただいた**定期性の郵便貯金は**、全ての口座が**満期となっています**ので、お早めにお近くのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口で払戻しのお手続きを行ってくださいますようお願いいたします。

特に、郵政民営化前、自動継続扱いとしていた定期郵便貯金が満期となっても、**民営化後は自動継続されていません**のでご注意ください。

注 1 満期日経過後は、通常郵便貯金の利率を適用してお預かりしています。

注 2 満期日から長期間(20 年間以上)払戻しのお手続きをされない場合は、お預かりしている郵便貯金を払い戻す権利が消滅(郵便貯金法第 29 条)し、引き出せなくなってしまう。

【参考 1】

郵便貯金の種類	満期となる時期
積立郵便貯金	据置期間(積立期間)が経過したとき
定額郵便貯金	預入の日から起算して 10 年が経過したとき
定期郵便貯金	預入期間が経過したとき (自動継続扱いのものは、民営化後に到来する継続日)
住宅積立郵便貯金	据置期間(預入期間)の経過後 2 年が経過したとき
教育積立郵便貯金	据置期間(預入期間)の経過後 4 年が経過したとき

【参考 2】

満期後にお手続き(※)をされ、その事実が確認された場合は、お支払いできることもありますので、満期後 20 年 2 か月の経過にかかわらず、郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行の店舗までお申し出くださいますようお願いいたします。

(※) 郵便貯金通帳又は貯金証書の再交付に係る請求、印章の変更の届出、氏名の変更又は住所の移転の届出など